平成２５年（フ）第２１９５号
札幌市東区北40条東９丁目１番25号
破産者　藤島　俊雄
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６８号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20号　モア平岸102号
破産者　富波　敦史
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４０号
札幌市西区発寒15条４丁目７番13号　モデュロール発寒201号、開始決定時の住所札幌市西区発寒14条１丁目５番15―302号
破産者　佐藤　雅史
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７０号
札幌市白石区北郷７条９丁目５番５号　ＳＴハイツ北郷202号
破産者　中島　昭治
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６号
旭川市永山９条２丁目７番１号
破産者　小澤　敏則
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４３号
北海道旭川市春光台２条３丁目８番18号
破産者　横井　一博
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
青森県八戸市根城９丁目10番20号　クレスト西村Ｂ―２
破産者　宮崎　久子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
青森県八戸市江陽４丁目11番９号　アヴァンシア201号室、前住所青森県八戸市類家４丁目11番21号　ドミール鈴木１号室
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
青森県八戸市是川２丁目21番地５
破産者　林　　義博
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
山形市江俣２丁目11番18号、開始決定時の住所山形市江俣４丁目19番34号
破産者　貝和　良平
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
山形県東根市神町中央１丁目１番14号　ユーミーノースラウンジ―122
破産者　松浦　忠春
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４２号
名古屋市中区千代田２丁目４番28号　アーバニア上前津東1406号、従前の住所名古屋市熱田区横田２丁目４番９号　藤和シティホームズ熱田の杜601号
破産者　安藤　永詞
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５０８号
大阪市旭区森小路１丁目３番１―301号、開始決定時大阪市旭区新森４丁目３番29号　フロラシオン新森公園103号
破産者　山内美代子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３３号
大阪市淀川区塚本１丁目６番26号　パークサイド塚本207号
破産者　中根　真保
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１１号
大阪市城東区諏訪４丁目６番19号　６Ｂ
破産者　岩永　禎樹
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９６号
大阪府箕面市石丸２丁目７番２号
破産者　垣内　桂子
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２０号
大阪府門真市岸和田３丁目６番17号
破産者　小林機械サービスこと　小林　　博
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４７号
大阪府東大阪市西岩田４丁目２番14号　メゾン三角306号
破産者　田中　伸哉
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部